

物品調達等有資格業者に対する指名停止措置について

(1) 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社雅観光	水戸市酒門町4548-2	3-00721

(2) 指名停止措置期間

令和6年12月24日から令和7年1月23日まで（1か月）

(3) 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する物品・役務調達契約

(4) 事実概要

当該業者は、本町が令和6年11月12日に執行した茨城町立青葉小学校（上野合地区）スクールバス運行業務委託の指名競争入札において落札者となったが、契約締結を辞退した。

(5) 指名停止理由

上記事実は、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」（平成29年要領第4号）別表第19号に該当すると認められる。

<指名停止措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 19 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話029-297-5005（直通）